申告書のかきかた例

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。
この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

令和８年度分　市民税・県民税申告書

結城市長殿	現住所	日の出町１－１－１	整理番号
	１月１日現在の住所		業種又は職業
			電話番号　029-821-3111
提出年月日　年　月　日	フリガナ	ニホン　イチロウ	個人番号
	氏名	日本　一郎	
	生年月日	明・大・昭・平・令　51・3・15	世帯主の氏名
			続柄

３　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	厚生年金	116,428 円
	国民健康保険	180,000
	国民年金	41,400
	合計	337,828
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	円	52,300 円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	円	17,500 円
	介護医療保険料の計	
	円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	円	円

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
⑰ □ 寡婦控除　□ 死別　□ 生死不明　□ 離婚　□ 未帰還
⑱ □ ひとり親控除
⑲ □ 勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除

1	フリガナ　ニホン　ヒヨシ	障害の程度	4 度
	氏名　日本　久吉		
	個人番号		
2	フリガナ	障害の程度	級
	氏名		度
	個人番号		

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者	フリガナ　ニホン　ハナコ	生年月日	明・大・昭・平・令　52・12・14
	氏名　日本　花子	配偶者の合計所得金額	200,000 円
	個人番号		□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除

1	フリガナ　ニホン　カズオ	生年月日	明・大・昭・平・令　16・9・7	同居・別居の区分	☑ 同居 □ 別居	続柄　子
	氏名　日本　和夫					
	個人番号				控除額	45 万円
2	フリガナ　〃　マサコ	生年月日	明・大・昭・平・令　20・6・2	同居・別居の区分	☑ 同居 □ 別居	続柄　子
	氏名　〃　正子					
	個人番号				控除額	33
3	フリガナ　〃　ヒサヨシ	生年月日	明・大・昭・平・令　19・3・24	同居・別居の区分	☑ 同居 □ 別居	続柄　父
	氏名　〃　久吉					
	個人番号				控除額	45
4	フリガナ　〃　テルコ	生年月日	明・大・昭・平・令　23・6・30	同居・別居の区分	☑ 同居 □ 別居	続柄　母
	氏名　〃　輝子					
	個人番号				控除額	45

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

（㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除 ⑯16歳未満の扶養親族（控除対象外））

1	フリガナ　ニホン　タロウ	生年月日	平・令　24・7・10	同居・別居の区分	☑ 同居 □ 別居	続柄　子
	氏名　日本　太郎				
	個人番号				
2	フリガナ	生年月日	平・令　・・	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄
	氏名				
	個人番号				
3	フリガナ	生年月日	平・令　・・	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄
	氏名				
	個人番号				

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	火災	7・9・12	住宅・家財
	損害金額	保険金などで補塡される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	5,383,000 円	3,229,000 円	円
㉘ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補塡される金額	
	375,905 円	225,354 円	

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

※源泉徴収票などの書類は、申告書には貼らず、添付書類台紙に貼ってください。

１ 収入金額等	事業	営業等　ア　3,840,945 円
		農業　イ　1,214,000
		不動産　ウ　850,000
		利子　エ
		配当　オ
		給与　カ　3,328,000
	雑	公的年金等　キ
		業務　ク
		その他　ケ
	総合譲渡	短期　コ
		長期　サ
		一時　シ
２ 所得金額	事業	営業等　① 1,996,302
		農業　② 303,500
		不動産　③ 411,900
		利子　④
		配当　⑤
		給与　⑥ 2,249,600
	雑	公的年金等　⑦
		業務　⑧
		その他　⑨
		合計（⑦＋⑧＋⑨）⑩
	総合譲渡・一時	⑪
	合計	⑫ 4,961,302
４ 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬ 337,828
	小規模企業共済等掛金控除	⑭
	生命保険料控除	⑮ 46,825
	地震保険料控除	⑯
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳ 260,000
	配偶者（特別）控除	㉑～㉒ 330,000
	扶養控除	㉓ 1,680,000
	特定親族特別控除	㉔
	基礎控除	㉕ 430,000
	⑬から㉕までの計	㉖ 3,084,653
	雑損控除	㉗ 1,657,870
	医療費控除　区分 □	㉘ 50,551
	合計（㉖＋㉗＋㉘）	㉙ 4,793,074

地方税法附則第４条の７の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「１」と記入してください。

５　給与・公的年金等に係る所得以外（　年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

□　給与から差引き（特別徴収）
□　自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

基礎控除

合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	４３万円
2,400万円超2,450万円以下	２９万円
2,450万円超2,500万円以下	１５万円
2,500万円超	０円

地震保険料控除　地震保険契約等の保険料を支払った場合

支払った地震保険料等の区分	支払った保険料等の金額	控除額
① 地震保険料のみ		支払った保険料の金額÷２（最高 25,000円）
② 旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払った保険料の金額
	5,001円から15,000円まで	支払った保険料の金額÷２＋2,500円
	15,001円以上	10,000円
③ ①と②がある場合		①と②によりそれぞれ計算した金額の合計額（最高 25,000円）

（注意）一つの損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険が備わる場合、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

寡婦控除……260,000円
ひとり親控除……300,000円

勤労学生控除……260,000円
特別障害者……障害の程度が１級又は２級であるもの等
その他の障害者…障害の程度が３級以下であるもの等

障害者控除（１人につき）…260,000円
特別障害者控除（同上）……300,000円

特定親族特別控除

19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額が58万円超～123万円以下の方は控除が受けられます。

19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	45万円
85万円超90万円以下	
90万円超95万円以下	
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	６万円
120万円超123万円以下	３万円

給与・賃金・賞与などの収入の合計額。
※給与所得＝収入金額－給与所得控除
（給与所得控除は、下表によって求められます。）

給与収入金額　A　（円）	給与所得控除額　（円）
～ 1,900,000	650,000
1,900,001 ～ 3,600,000	A×30％＋ 80,000
3,600,001 ～ 6,600,000	A×20％＋ 440,000
6,600,001 ～ 8,500,000	A×10％＋1,100,000
8,500,001 ～	1,950,000

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、上記の表にかかわらず、所得税法別表第五（年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表）により給与所得の金額を求めます。

公的年金等などの収入の合計額。
※公的年金等の雑所得＝収入金額－公的年金等控除
（公的年金等控除は下表によって求められます。）

65歳未満（昭和36.1.2以後生まれの方）			
公的年金等の収入金額　A　（円）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額（円）		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,300,000	600,000	500,000	400,000
1,300,001 ～ 4,100,000	A×25％＋275,000	A×25％＋175,000	A×25％＋75,000
4,100,001 ～ 7,700,000	A×15％＋685,000	A×15％＋585,000	A×15％＋485,000
7,700,001 ～10,000,000	A×５％＋1,455,000	A×５％＋1,355,000	A×５％＋1,255,000
10,000,001 ～	1,955,000	1,855,000	1,755,000
65歳以上（昭和36.1.1以前生まれの方）			
公的年金等の収入金額　A　（円）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額（円）		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,300,000	1,100,000	1,000,000	900,000
3,300,001 ～ 4,100,000	A×25％＋275,000	A×25％＋175,000	A×25％＋75,000
4,100,001 ～ 7,700,000	A×15％＋685,000	A×15％＋585,000	A×15％＋485,000
7,700,001 ～10,000,000	A×５％＋1,455,000	A×５％＋1,355,000	A×５％＋1,255,000
10,000,001 ～	1,955,000	1,855,000	1,755,000

業務に係る雑所得欄には、原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得を記入。
その他の雑欄には、生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外のものによる所得を記入。
申告書裏面「９　雑所得（公的年金等以外）に関する事項」欄を使用してください。

支払った保険料全額が控除されます。

生命保険料控除
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合

	支払った保険料の金額	控除額
新契約	0円～12,000円	支払った保険料の全額
	12,001円～32,000円	支払った保険料の金額の合計額×1/2＋ 6,000円
	32,001円～56,000円	支払った保険料の金額の合計額×1/4＋14,000円
	56,001円～	28,000円（一律）
旧契約	0円～15,000円	支払った保険料の全額
	15,001円～40,000円	支払った保険料の金額の合計額×1/2＋ 7,500円
	40,001円～70,000円	支払った保険料の金額の合計額×1/4＋17,500円
	70,001円～	35,000円（一律）

※平成24年１月１日以後に締結した保険契約等（新契約）
　平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）
※それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

同居特別障害者
同一生計配偶者および扶養親族のうち、特別障害者に該当する人で同居を常況としている人は、障害者控除に加えて、１人につき、23万円の特別控除

配偶者の前年の合計所得金額が58万円以下の場合
（老人控除対象配偶者　380,000円
昭和31年１月１日以前に生まれた人）
普通配偶者　330,000円

		あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円

(イ)扶養親族
１人につき330,000円
特定扶養親族
平成15年１月２日から平成19年１月１日の間に生まれた人１人につき450,000円
16歳未満の扶養親族がいる場合には、別途記入欄に記入してください。
(ロ)老人扶養親族
昭和31年１月１日以前に生まれた人１人につき380,000円
(ハ)同居老親等
老人扶養親族で同居を常況としている人１人につき450,000円

(イ)差引損失額－（総所得金額等の合計額の10％の額）
(ロ)（差引損失額のうち災害関連支出の金額）－５万円
いずれか高い方の金額

医療費の額（差引負担額）－総所得金額等の合計額の５％の額（限度額10万円）＝控除金額（限度額200万円）
※地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円）

	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特別控除	58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	９万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	７万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	６万円
	120万円超125万円以下	11万円	８万円	４万円
	125万円超130万円以下	６万円	４万円	２万円
	130万円超133万円以下	３万円	２万円	１万円

地方税法等の改正により各事項が変更されることがあります。